

# 政策資料

No.223

《復刊118号》  
1985年4月1日

巻頭言 井上普方……………1

## 特集

- 昭和60年度政府予算に対する組替え  
要求……………2
- 昭和60年度予算修正共同要求……………6
- 「防衛費」GNP1%枠厳守について  
の申し入れ書……………11
- 1985年度（昭和60年度）予算の衆議院  
通過にあたって（談話）……………12
- 〈資料〉昭和60年度予算の修正問題に  
ついて — 自民党回答 —……………14

## 資料

- 鶏卵の需給安定に関する法律案要綱……………15
- 半島地域振興特別措置法案要綱……………20
- 「半島振興」法案対比表……………22

日本社会党政策審議会



## 言頭卷



# 文明史論に抗すべきか

井上 普方  
国会対策副委員長

党は「ニュー社会党」を宣言して一年余をへた去る一月の党大会で、いよいよ「脱皮」の道標を作成する運びとなった。

顧みれば、党は国際空港建設に反対し、新幹線建設にも多くの機関で反対し、また都市計画事業にも各地で反対し、原発もいつのまにか絶対反対になってしまった。例年の国会で七〇八割の法案に賛成してきている党なのだが、世間一般では依然として「なんでも反対の社会党」というイメージは強い。

物事には賛否があり、否を主張することがすべて誤りだと指摘しているのではない。しかし、国民は党の反対について「果たして是非曲直、起承転結に立っての反対

なのかどうか」を常に疑問視してきたようにも見えた。逆に、今日でもプロ独裁による社会主義の優位性を信奉している極く少数の人たちはそれらの社会党の反対論を支持しているのかも知れない。

想えば、一九七三年の石油ショックは洋の東西を問わず世界の経済に強烈なインパクトを与えた。時を前後してローマクラブが資源有限論を唱えるなど資源ゼロの日本に与えた不安はさらに増幅した。ところがこの石油ショックを原点ととらえたわが国のテクノクラート集団は、いわゆる長厚重大から短小軽薄の文化創造へ猛然とダッシュした。多くの国民は引きづられ、多くの国も引きづられた。プロ独裁の民衆も「羨望の目」で

引きずられ、made in Japanの電卓やカセットに飛びついたのである。この激しい物質革命は「貴重な文明史論」として後世の歴史家は位置づけるだろう。

「国破れて山河あり」の焼土廃虚から三十七年を過ぎた一九八〇年代初頭に日本は、短小軽薄という名の「武力」で世界の貿易戦争に勝ち進んだ。同時に国民は「中意識」（中流の中という自覚）に浸り、政府の経済政策に及第点をつけた。もちろん既知の「社会主義の優位性」などは跡形もなく吹っ飛んだ。皮肉にも世界を席卷したこの「日本の時代」にポーランド経済が、世界中から、とりわけ西側から同情・援助を呼んだ。まさに象徴的であった。

ところで今日のポイントである行革、臨教審等も保守、革新の基準では計れない。何党の何びとが船長（日本丸）になろうと行財政、教育等の見直しは不可避の課題ではなかるうか。このように民衆を確実に巻き込んで押しよせる文明の新しい波は巨大である。それをタカ派云々や中曾根の恣意的発想などと見定めることは文明史論を軽視するものといわれなくもない。歴史の巨大な潮流から見れば中曾根なども一つの因子に過ぎないのではなかるうか。

最近各紙の世論調査担当者が中曾根政権の高い支持率持続に驚いているようだが、民衆は何も中曾根個人を評価しているのではなく、一つの潮流を認識しているだけなのである。私は行革等の推進派ではないが「なんでも守る革新」ではなく近代を超越した次元で党は上からの資本の論理のみではなく、下からの人間の論理を対置して戦い新たな人権や公共性を追求すべきといえよう。

(いのうえひろのり・衆議院議員)

# 特集

## 昭和六〇年度政府予算に対する組替え要求

日本社会党政策審議会

昭和六〇年度予算は、二一世紀を展望した福祉社会の建設と世界の軍縮に寄与すべき内容のものでなければならぬにもかかわらず、政府案は、それに逆行し、「負担の不公平拡大、国民生活の圧迫、軍備突出優遇」の予算である。

わが党は、来年度予算編成にあたっては、国民の要望に応える予算とするよう再三にわたって政府・自民党に申し入れてきたが、五年連続の防衛関係費の優先増額を図る一方で、国民生活関連費の削減、内需型経済成長への消極的対応等従来の超緊縮、歳出削減偏重からの政策転換は行われていない。したがって、わが党は、「軍縮、国民生活安定、公平の社会経済改革」の予算編成と財政運営のため、最低限つぎの実現可能な事項を盛り込んで政府予算を組替えるよう要求する。

### 〈組替え事項〉

#### 1 一兆一、五〇〇億円の所得減税

(単位：億円)

△一一、五〇〇

所得税、住民税の物価調整措置としての減税を行うとともに社会経済の変化に配慮した政策減税を行

う。  
(1) 所得税を五、五〇〇億円減税する。  
△五、五〇〇

① 給与所得控除を一律四万円引き上げる。  
② 基礎控除、配偶者控除をそれぞれ2万円引き上げる。

③ 夫婦二人の課税最低限は二五四・七万円  
(現行二三五・七万円)となる。

(2) 住民税を一、七〇〇億円減税する。  
△一、七〇〇

基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ二万円引き上げる。

④ 夫婦二人の課税最低限は二〇三・九万円  
(政府案一九一・二万円)となる。

(3) 四、三〇〇億円の政策・福祉減税を行う。  
△四、三〇〇

① 教育減税……………教育費の控除制度を創設する。

② 単身赴任減税……………別居手当、帰宅旅費の非課税制度を創設する。

③ 住宅減税……………住宅ローン返済額の所得控除制度を創設する。

④ パート・内職減税……パート収入の非課税限度額を一〇〇万円に、内職

収入の課税最低限を五八万円にそれぞれ引き上げ

⑤ 老年者年金減税……老年者年金特別控除の適

用年齢を六〇歳以上（現行六五歳以上）、控除額を一〇〇万円（現行七八万円）とする。

⑥ 退職所得減税……退職所得控除額の算出基

礎を四〇万円（現行勤続二〇年未満で二五万円）、七〇万円（現行勤続二〇年超五〇万円）にそれぞれ引き上げる。

⑦ 医療費控除の拡大……現行五万円の足切り限度額を廃止する。

## 2 不公平税制の是正

大法人と不労所得者、高所得者に適正な負担を求めることよって所得減税の財源を確保する。

(1) 法人の退職給与引当金の繰入限度額の適正化

(2) 法人の受取配当金の益金不算入制度の廃止

(3) 利子・配当所得の源泉税率の引上げ

(4) 給与所得控除の頭打ち制度の復活

(5) 配当税額控除の廃止

(6) 有価証券取引税の引上げ

一一、四五四

(7) 社会保険診療報酬課税の特例の廃止

⑧ 地方税の減税財源は、国税の増収措置にともなう地方税収の増加、法人住民税均等割の適正化、医療等事業税非課税の廃止、社会保険診療報酬に対する特例措置の廃止、等々で確保する。

## 3 防衛関係費の凍結

平和立国をめざし、世界の軍縮に先進的役割を果たすため、防衛関係費は昭和五九年度当初予算額と同額とする。

△二、〇二五

## 4 地方自治体に対する高率国庫補助金の補助率引き下げの撤回

国庫補助金の一律削減は経済力の弱い層、地域に深刻な打撃を及ぼすとともに地方分権に逆行する新たな中央統制となることから撤回する。

五、五〇〇

## 5 福祉・教育等の充実

高齢化社会に向かうにあたって福祉年金の水準を引き上げる等、生活の安定と将来に対する不安の解消につとめる。

(1) 福祉年金等の水準を引き上げるため、老齢福祉年金を政府案の二六、五〇〇円を三〇、〇〇〇円とする。

九〇〇

(2) 被爆四〇周年にあたり、死没被爆者（被爆及び被爆起因疾病による死亡者）の遺族に対し、弔慰金三万円を支給する。

三〇〇

(3) 義務教育費国庫負担法による旅費、教材費の国

一、三三三・二

庫負担（五〇％）を継続する。

三六〇

(4) 労働者保護行政を改善するため、労働基準監督官、都道府県婦人少年室室員の増員等を図る。

四二・七

(5) 国有林、民有林を通じて、教育森林、自然休養林を実現するための計画案を策定する。

〇・五

### 6 公共事業等予備費の計上

三、〇〇〇

生活関連の社会資本整備をすすめる、あわせて景気の持続に資するため、公共事業等予備費を計上する。  
なお

(1) 使用にあたっては、アメリカ経済の急変、税収の急激な落ち込み等の事態が生じた際に使用する。

(2) 対象事業は、①緑と水の公共事業—下水道、森林等—②高齢化社会に向けての施設整備—三世帯住宅、軽費老人ホーム等—とする。

(3) また、事業の配分にあたっては、不況地域、生活基盤水準の劣悪地域等を重点とする。

### 7 不要不急経費の削減

△一、二二八・二

(1) 不要不急の補助金等を削減する。

七二八・二

原子力関係費、石油国家備蓄費、主任手当等々を削減する。

(2) 医療費のむだを省く。

五〇〇

薬価基準の引き下げ、高額医療機器の購入抑制、領収書発行の義務づけ、医療機関に対する指導監督の徹底等を行う。

### 8 建設国債の活用

五、五〇〇

(1) 公共投資関係の高率補助金の一律削減をとりやめることにともなう財源補てんのために建設国債を発行する。

二、五五〇

(2) 公共事業等予備費の財源として建設国債を発行する。

三、〇〇〇

### 9 国債費の増額

一七〇

建設国債の発行にともない、国債費を増額する。

【参考】 組 替 え バ ラ ン ス ( 政 府 案 の 修 正 額 )

(単位：億円)

項 目	増 額	項 目	減 額
(歳入)			
1. 不公平税制の是正等	1 1,4 5 4	1. 所得税減税	1 1,4 5 4
2. 建設国債の活用	5,5 5 0		
計	1 7,0 0 4	計	1 1,4 5 4
(歳出)			
1. 高率補助金の補助率引下げの撤回	5,5 0 0	1. 防衛関係費の凍結	2,0 2 5
2. 福祉・教育等の充実	1,3 3 3.2	2. 不要不急経費の削減	1,2 2 8.2
3. 公共事業等予備費	3,0 0 0	3. 地方交付税	1,0 0 0
4. 国債費	1 7 0	4. 生活保護費の臨時補助金	2 0 0
計	1 0,0 0 3.2	計	4,4 5 3.2

- 注 1. 歳出の減の、地方交付税および生活保護費の臨時補助金は、高率補助金の補助率の引下げの撤回にともなう措置である。  
 2. 予算規模は政府案より5,550億円増となる。  
 3. 修正主要項目は9大項目である。  
 4. 修正額は、歳入17,004億円、歳出10,003.2億円となる。  
 5. 人事院勧告は、完全実施し、補正予算で処理する。その際(防衛関係費)はGNP1%内にとどめるよう措置する。

不 公 平 税 制 の 是 正 に よ る 財 源 対 策

(単位：億円)

項 目	備 考	増収額
1. 法人の退職給与引当金の繰入限度額の適正化	・ 繰入限度額を40%から25%に引き下げることを目標に来年度は35%に引き下げる。	1,5 0 0
2. 法人の受取配当金の益金不算入制度の廃止		2,0 3 0
3. 利子・配当所得の源泉税率の引上げ	・ 源泉分離選択税率を35%から40%に引き上げる。 ・ 割引債の償還差益に対する税率を16%から20%に引き上げる。	1,2 6 0
4. 給与所得控除の頭打ち制度の復活	・ 給与収入1,000万円超の部分の給与所得控除を209.5万円で頭打ちにする。	5 3 0
5. 配当税額控除の廃止		3 5 4
6. 有価証券取引税の引上げ	・ 有価証券取引税を2倍に引き上げる。	4,7 5 0
7. 社会保険診療報酬課税の特例の廃止		1,0 3 0
合 計		1 1,4 5 4

# 昭和六〇年度予算修正共同要求

日本社会党・護憲共同  
公明党・国民会議  
民社党・国民連合  
社会民主連合

昭和六〇年度予算政府案は、所得税・住民税減税の見送り、福祉施策の後退、生活関連公共投資の抑制など国民の期待にそうものではない。

われわれはこのような予算案を到底、認めることはできない。したがって、国民生活の向上を図るため下記の項目について修正を共同して要求するものである。

## 記

### 1 所得税・住民税減税の実施

#### (1) 所得税減税―課税最低限の引き上げ

- ① 基礎控除、配偶者控除、扶養控除を各二万円引き上げ三五万円（現行三三万円）とする。
- ② 給与所得控除を一律四万円引き上げる。

この結果、所得税の課税最低限は夫婦・子供二人の

(単位：億円)

一一、一六六

五、五〇〇

(三、三〇〇)

(二、二〇〇)

標準世帯で二五四・七万円（現行二三五・七万円）に引き上げられる。

#### (2) 所得税における政策減税

- ① 単身赴任減税  
別居手当、帰宅旅費などの非課税制度を創設する。
- ② 教育減税  
高等学校の教育費（入学金、授業料など）控除制度を創設する。
- ③ 福祉減税  
障害者控除など特別人的控除の各三万円引き上げと「在宅ねたきり老人介護控除」を創設し在宅ねたきり老人（七〇歳以上）対象控除総額を一〇〇万円（現行七三万円）とする。
- ④ 老年者年金減税  
老年者年金特別控除を一〇〇万円（現行七八万

三、五九〇

(一、二〇〇)

(三三〇)

(円)に引き上げるとともに、適用対象年齢を六〇歳(現行六五歳)に拡大する。

(三三八〇)

⑤ パート・内職減税

パートタイマーに対する非課税限度を一〇〇万円(現行九〇万円)にするため基礎控除の引き上げに加えて四万円の特別控除を設ける。内職者に対してもパートタイマーに準じて非課税限度を引き上げるため必要経費の拡大を図る。

(五〇〇)

⑥ 住宅減税

住宅ローン返済額に対する所得控除制度を創設する。

(四〇〇)

⑦ 退職所得減税

退職所得控除の算出基礎額を引き上げる。

(七〇〇)

(3) 住民税減税―減税最低限の引き上げ

基礎控除、配偶者控除、扶養控除を各二万円引き上げ二八万円(現行二六万円)とする。

(一、七〇〇)

この結果、住民税の課税最低限は夫婦・子供二人の標準世帯で二〇三・九万円(現行一八八・八万円)に引き上げられる。

(4) 住民税における政策減税

三七六

① 単身赴任減税

別居手当、帰宅旅費について(2)―①と同趣旨で非課税制度を設ける。

(四六)

② 福祉減税

障害者控除など特個人的控除の各三万円引き上げと「在宅ねたきり老人介護控除」を創設し(2)―

(三三〇)

③と同趣旨で控除総額を七九万円(現行五六万円)に引き上げる。

(三三〇)

2 減税財源および増税撤回財源の確保 一三、一六六

(1) 所得税減税、設備投資減税、増税撤回分(国税) 一一、〇九〇

(1) 不公平税制の是正

① 有価証券取引税の適正化および有価証券譲渡所得の課税強化

(三、〇〇〇)

有価証券取引税の税率を引き上げるとともに、有価証券譲渡所得に対する課税を強化する。

(一、三〇〇)

② 利子、配当所得に対する課税の適正化

(一、三〇〇)

③ 給与所得控除の頭打ち復活

(七〇〇)

④ 給与所得控除は頭打ちとする。

(四、〇〇〇)

⑤ 納税環境の整備

(四、〇〇〇)

(2) 景気浮揚による税収確保

所得税・住民税減税の実施、公共事業費の追加、投資減税等景気浮揚により税収を確保する。

(一、四一〇)

(3) 外国為替資金特別会計からの一般会計繰入れの増額

(一、四一〇)

(4) 昭和五九年度に生ずる決算上の剰余の一般会計繰入れ額(三、一〇〇億円)を増額する。

(三三〇)

(4) 公益法人、協同組合等に対する税率引き上げの見送り

(三三〇)

## 〔2〕住民税減税分（地方税）

住民税減税の財源は、事業所税の課税対象の拡大、地方自治体の行政経費の節減などによって確保する。

二、〇七六

## 3 景気対策・社会資本整備の拡充

### (1) 公共事業費の追加

一般会計の公共事業費を追加し、生活関連の社会資本整備を進める（事業配分に当たっては不況地域等を重点とする）。

六、〇〇〇  
四、〇〇〇

（注）公共事業に関する追加の財源および5の公共事業関係は建設国債の発行をもって充てる。なお、建設国債の追加発行による国債費の増加は一〇億円程度と見込む。

### (2) 中小企業に対する設備投資減税の拡充

中小企業の設備投資について、特別償却、税額控除などを拡充するとともに、減税の対象にサービス業の高度化投資を追加する。

二、〇〇〇

## 4 福祉、環境対策の充実

### (1) 高齢福祉年金等の増額

高齢福祉年金を三万円（政府案二六、五〇〇円）に引き上げるとともに、連動する他の年金、諸手当等も準じて引き上げる。

一、五九〇  
一、二八二

### (2) 老人福祉保健事業の拡大

社会福祉施設整備費の増額、在宅福祉事業の充実などを図る。

八六

### (3) 難病対策の充実

難病の公費負担の対象に二〇疾患を追加する。

三八

### (4) 児童扶養手当制度改悪の撤回

児童扶養手当制度の改悪を止め現行どおりとする。

三四

### (5) 緑化（グリーン）対策の推進

国際森林年にちなみ森林づくりと緑の利用を促進するため、間伐促進対策事業の拡大、林業・山村振興を図るとともに、教育森林の調査費を増額する。

一五〇

## 5 地方自治体向け高率補助金の一律削減の撤回

「補助金一括整理法案」による地方自治体向け高率補助金の一律削減を中止する。

五、四八八

（注）高率補助金の一律削減撤回に伴い、削減の見返りに措置されている地方交付税一、〇〇〇億円、生活保護費の臨時補助金二〇〇億円を減額する。

## 6 国際協力の推進

政府開発援助（ODA）を国際公約の達成水準まで増額するとともに、民生向上に役立つ効果的な活用を図る。

五八〇

## 7 行財政改革の推進

歳出の増加については、補助金の整理合理化、医療費の適正化、生活保護費等福祉給付の不正受給の適正化、行政経費の節減などによって措置するとともに、行政機構の肥大化抑制、国有資産の有効利用に努める。

四、〇二八

## 修正要求による歳入歳出増減表

### I 歳入

(増加分)	(減少分)	(単位：億円)	
1. 不公平税制の是正 (1) 有価証券取引税の適正化および有価証券譲渡所得の課税強化 (2) 利子、配当所得に対する課税の適正化 (3) 給与所得控除の頭打ち復活 (4) 納税環境の整備 2. 景気浮揚による税収確保 3. 外国為替資金特別会計からの一般会計繰入れ額の増額 4. 建設国債の発行	6,000 (3,000) (1,300) ( 700) (1,000) 4,000 1,410 6,540	1. 所得税減税 (1) 基礎、配偶者、扶養三控除の2万円引き上げ (2) 給与所得控除の一律4万円引き上げ 2. 政策的減税 (1) 単身赴任減税 (2) 教育減税 (3) 福祉減税 (4) 老年者年金減税 (5) パート・内職減税 (6) 住宅減税 (7) 退職所得減税 3. 中小企業に対する設備投資減税の拡充 4. 公益法人、協同組合等に対する税率引き上げの見送り	5,500 (3,300) (2,200) 3,590 ( 80) (1,200) ( 330) ( 380) ( 500) ( 400) ( 700) 2,000 320
計	17,950	計 11,410	

### II 歳出

(増加分)	(減少分)
1. 景気対策・社会資本整備の拡充 2. 福祉、環境対策の充実 3. 地方自治体向け補助金の削減の撤回 4. 国際協力の推進 5. 国債費の増額	4,000 1,590 5,488 580 110
計	11,768

1. 補助金の整理合理化、医療費の適正化、行政経費の節減等 2. 地方交付税等の減額	4,028 1,200
計	5,228

以上の修正案により一般会計規模は、政府案より、六、五四〇億円増額し五三兆一、五三六億円となる。修正規模は、歳入関係一兆七、九五〇億円、歳出関係一兆一、七六八億円で、総額二兆九、七一八億円となる。

(参考資料)

1. 所得税の課税最低限度額

家族構成	現行	改正案
独身者	9 6.7 万円	1 0 7.5 万円
夫婦者	1 3 2.2	1 4 5.1
夫婦子 1 人	1 8 3.3	1 9 9.2
夫婦子 2 人	2 3 5.7	2 5 4.7

2. 個人住民税の課税最低限度額

家族構成	現行 = 59 年分	改正案
独身者	8 1.7 万円 ( 8 9.2 万円)	9 1.3 万円
夫婦者	1 0 9.6 ( 1 1 7.2 )	1 2 1.5
夫婦子 1 人	1 4 7.1 ( 1 4 7.1 )	1 5 8.5
夫婦子 2 人	1 8 8.8 ( 1 9 1.2 )	2 0 3.9

( ) 内は 60 年分 (個人住民税は 59 年の所得税の給与所得控除の改正に連動して課税最低限が引き上げられることによるもの)

3. 標準世帯 (夫婦子 2 人) の減税額

	所得税	住民税	合計
年収 3 0 0 万円の場合	1 2,6 0 0 円	4,8 0 0 円	1 7,4 0 0 円
年収 5 0 0 万円の場合	1 6,8 0 0 円	8,8 0 0 円	2 5,6 0 0 円

【当面の重要政策要求】

1 財政再建を図るため、政府は、当面財政の中期展望の主要経費別内訳を明らかにするとともに、今後のあるべき財政指標の目標値や政府の政策選択を具体的に盛り込んだ中期財政計画を早急に策定し提出すること。

2 労働時間の短縮、連休等休日の増加に向けて、政府は条件整備と国民合意形成のため実情に即しつつ、努力すること。

# 「防衛費」GNP-%枠厳守についての 申し入れ書

昭和六十年年度予算案は所得税・住民税減税を見送り、福祉施策を後退させる一方で、防衛費は大幅に増額し、その伸び率を異常突出させ、防衛費のGNP-%枠を破棄しようとしている。

われわれは、護憲、反核、軍縮の立場に立って、防衛費の拡大を防ぐ歯止めとして防衛費は政府公約のGNP-%枠をあくまでも厳守するよう要求するものである。

したがって昭和六十年年度の防衛費は、人事院勧告の完全実施により、予想される人件費の増額を含めてもGNP-%枠以内に確実に止まるよう他の経費を節減する等措置すべきである。

右、申し入れる。

昭和六十年二月二十五日

内閣総理大臣  
自由民主党総裁

中 曾 根 康 弘 殿

日本社会党・護憲共同  
公明党・国民会議  
社会民主連合

# 一九八五年度(昭和六〇年度)予算の衆議院通過にあたって (談話)

日本社会党政策審議会

会長 嶋崎 讓

一、福祉社会の建設と世界の軍縮に先進的役割を果たすとの展望に立ち、政府の生活圧迫、軍備突出の予算を修正するため、わが党は、「国民生活向上をめざす」野党共同の修正要求」、並びに防衛費GNP 1%枠の厳守を求める「申し入れ」を行ってきた。ねばり強い要求の結果、政府案の実質修正の約束をとりつけることができた。所得減税および教育費等の政策減税は、国民の切実な要求であり、今回の成果をもとに、その期待に応えるようあらゆる努力を続けていく。

一、防衛関係費、五年連続の優先増額の危険性と中曾根内閣の軍事大国化の企図がいまや明白となった。自民党政府自ら決定した防衛関係費のGNP 1%枠をはずしたいとの当初の目論見から「守りたい」、「守るため最善の努力をする」との総理、幹事長の発言を引き出して一歩後退させたが、政府の防衛大綱優先の方針、通信衛星の軍事利用問題、米艦船の核持ち込み問題、海外子会社の武器生産問題等、国是ともいえるべき非核三原則、武器輸出三原

則の空洞化、さらにはSDIへの支持など平和国家に逆行する姿勢が強まっている。

一、超緊縮・歳出削減に偏った政府の財政再建路線の限界と破綻が明らかになった。「増税なき」は単なる理念となり、いまや大型間接税導入による再建路線へと転換しようとしている。現行の不公平な税制と徴税行政の実態を明らかにせず、その抜本的是正を図らないままでの大衆増税には国民は納得しない。「公正・公平・簡素・選択」の原則をかがげ、公平を基本としたシャープ税制を見直すというだけでは税制改革についての国民的合意の形成は不可能である。

一、地方自治体に対する高率補助金の一律削減は、国と地方との行財政再配分が検討されないままの地方への負担転嫁である。また、生活基盤中心の社会資本投資計画の欠いた公共投資は高齢化社会の生活水準の低下をもたらす。さらに輸出依存の経済成長は業種間、企業規模間、地域間の格差を助長する結果をもたらす。受益

者負担強化による各種公共料金の値上げは家計の負担を高めることになる。これら政府の政策は格差と不公平を一段と拡げるものである。

一、わが党は、昭和六〇年度予算を軍縮元年予算とするよう防衛関係費の削減を求め、衆議院における野党共同修正要求の具体化をはかるため、参議院での予算審議にあたっては、GNP一%問題はもとより、国民生活の安定と向上をめざす財政再建、税制改革、内需型成長のための施策と公共投資政策、社会福祉政策、産業構造と雇用対策等に重点をおいて論戦を挑む決意である。

## 〈資料〉

## 昭和六〇年度予算の修正問題について

## — 自民党回答 —

自由民主党政務調査会

- 1 行財政改革を推進することは、最も緊要な国民的課題である。このため、六〇年度予算は、まず歳出の徹底した節減合理化を行うことを基本とし、併せて歳入面の見直しを行い、公債減額を最大限行うこととして編成したものであり、行財政改革の趣旨を踏まえた最善の予算である。
- 2 所得税については、五九年度に初年度八、七〇〇億円（住民税を含めると、一兆一、八〇〇億円）の本格的な減税を行ったばかりである。現下の厳しい財政事情等にかんがみれば、六〇年度に減税を行う余地はない。
- 3 種々の政策減税要求については、公平の問題や税制の根幹にふれる問題があること、既にこれまでの制度改正により措置を行ったばかりのものであること等から、いずれも要求には応じられない。
- 4 公共事業については、現下の厳しい財政事情にかんがみ、国費については抑制しているものの、一般公共事業の事業費については前年度を上回る水準（約四％増）を確保する等経済に対する影響にも十分配慮している。また景気は自律的拡大局面にある。
- 5 六〇年度予算では、財政改革を進める重要な柱として公債の一兆円減額を行ったところである。建設公債といえども巨額の利払いにすぎず、その増発は国債費の圧迫を軽減する努力に反する。
- 6 歳出の徹底した節減合理化のためには、一般歳出の約四割をも占める補助金等の整理合理化が是非とも必要である。そのため、六〇年度予算では、従来にも増して思い切った整理合理化を進めたところである。高率補助率についても、その一環として、引き下げることにしたものであり、六〇年度予算の重要な柱である。（補助率の引き下げは、国と地方との間の費用負担の見直しであり、国民生活へ影響を与えるものではない。むしろ施策の水準は極力充実を図った。また、地方財政への影響は、支障が生じないよう万全の措置を講じた。）

# 鶏卵の需給安定に関する法律案要綱

## 日本社会党政策審議会

### 一、目的

この法律は、国民生活に欠くことのできな  
い鶏卵の安定供給をはかるため、鶏卵生産の  
荷い手である鶏卵生産者の健全な育成と鶏卵  
の需給安定に適切な対策を講じ、あわせて鶏  
卵の消費拡大等生産者の自発的意思により鶏  
卵業界の秩序ある発展をはかり、もって国民  
生活の安定をはかることを目的とする。

### 二、定 義（養鶏生産者の範囲）

この法律において「鶏卵生産者」とは、採

ならない。

2. 全国鶏卵需給調整協議会は、前項にもと  
づき、毎年一回、地域鶏卵需給調整協議会、  
都道府県鶏卵需給調整協議会の報告にもと  
づき、鶏卵生産者の経営安定、消費動向等  
を勘案して「全国枠」「都道府県別枠」を  
決定し、農林水産大臣の求めに応じて報告  
し、承認を得なければならない。

3. 地域鶏卵需給調整協議会は、政令の定め  
るところにより組織された都道府県鶏卵需  
給調整協議会の報告にもとづき、各都道府  
県内の鶏卵生産者の経営安定、消費の動向  
等を勘案して採卵鶏の都道府県別総飼養羽  
数を調整し、全国鶏卵需給調整協議会に報  
告し承認を得なければならない。

4. 都道府県需給調整協議会は政令にもとづ  
き市町村鶏卵需給調整協議会・市町村連合  
鶏卵需給調整協議会毎の鶏卵生産の実情、  
消費の動向等を勘案し、都道府県内の採卵  
鶏の総飼養羽数を調整し全国鶏卵需給調整  
協議会に報告しなければならない。

5. 都道府県鶏卵需給調整協議会は、毎年一  
回、全国鶏卵需給調整協議会地域鶏卵需給  
調整協議会の議を経、農林水産大臣が承認  
し、割当てられた「都道府県別枠」を需給  
協議会の議を経て市町村鶏卵需給調整協議  
会・市町村連合鶏卵需給調整協議会に対し

卵用成鶏めすを千羽以上飼養する個人または  
法人であり、農林水産省令で定める要件に適  
合するものをいう。

### 三、鶏卵の需給計画と 安定生産の推進

1. 農林水産大臣は、政令の定めるところに  
より毎年一回、全国鶏卵需給調整協議会に  
対し、全国採卵鶏の総飼養羽数枠「全国枠」  
及び都道府県別の採卵鶏の総飼養羽数枠  
「都道府県別枠」の報告を求め、鶏卵生産  
者の経営安定、消費動向等を勘案して「全  
国枠」「都道府県別枠」を承認しなければ

採卵鶏の総飼養羽数を割当てることとする。

6. 市町村鶏卵需給調整協議会・市町村連合鶏卵需給調整協議会は、前項にもとづき、区域内鶏卵生産者に対し経営の実態に応じた適正な配分を行い、同時に千羽以上の飼養者ごとに、その者の飼養する採卵鶏飼養羽数規模を別に定める調査員の調査にもとづき鶏卵生産者台帳に記入し、適正配分を遵守しなければならない。

7. この鶏卵生産者台帳への記入は毎年一回行うものとし、鶏卵生産者が増羽、減羽を希望する場合はそのつど市町村鶏卵需給協議会・市町村連合鶏卵需給協議会に申し出るとともに都道府県需給協議会の議を経て調整をはかることとする。

8. 前項の申し出があった場合、都道府県協議会は、都道府県及び市町村における採卵鶏飼養動向、消費動向及び合理的な家族養鶏経営を営もうとする鶏卵生産者の飼養規模の拡大、農業後継者の育成等に留意するものとする。

#### 四、調査員の任命と権限

1. 鶏卵の安定生産をはかるために政令に定めるところにより市町村鶏卵需給調整協議会・市町村連合鶏卵需給調整協議会に、鶏

卵調査員（仮称）を置かなければならない。

2. 調査員は、市町村需給協議会・市町村連合鶏卵需給調整協議会のなかでの互選とし、都道府県知事が任命し、任期は二年とする。
3. 採卵生産者は政令にもとづき、毎年二回、知事が任命する鶏卵調査員の鶏卵動向に関する立入検査に応じなければならない。
4. 調査員の行方年二回の鶏卵動向調査は市町村需給協議会・市町村連合鶏卵需給調整協議会の議を経て都道府県需給協議会に報告しなければならない。
5. 都道府県需給協議会は調査員の行方年二回の調査報告について疑義のある場合は協議会に諮り再調査を命ずることができる。

#### 五、鶏卵需給調整協議会

1. 全国鶏卵需給調整協議会  
(1) 構成 ①生産者団体代表、学識経験者、都道府県代表、消費者代表、等二十一名  
(2) 任務 ①生産需給動向の把握、②需給計画の作成、③全国枠、県枠の決定、④需給安定対策の生産者への周知徹底、⑤関係団体との連絡調整、⑥消費拡大対策  
2. 地域鶏卵需給調整協議会  
(1) 構成 ①北日本、関東、甲信越、中部、中国、四国、九州の五地域県需給協議会

代表

- (2) 任務 ①県間生産計画の調整、②地域内生産需給動向の把握、③需給安定対策生産者への周知徹底  
3. 都道府県鶏卵需給調整協議会  
(1) 構成 ①市町村需給協議会代表、養鶏団体代表、学識経験者、消費者代表等二十一名  
(2) 任務 ①生産需給動向の把握、②需給計画の作成、③県枠、市町村枠の決定、④需給安定対策の生産者への周知徹底、⑤関係団体との連絡調整、⑥消費拡大  
4. 市町村鶏卵需給調整協議会又市町村連合鶏卵需給調整協議会  
(1) 構成 ①市町村、鶏卵生産者代表、養鶏団体代表等十五名ないし二十一名  
(2) 任務 ①飼養状況調査の実施、②生産者枠の決定、③生産台帳の作成と保管、④県間、市町村間移動の調査、⑤計画生産の生産者への指導、⑥調査員の互選

#### 六、罰則

1. 農林水産大臣は次項に該当する者に対しては、①公表、勧告を行うとともに、②飼料、鶏卵安定基金加入から除外するとともに制度資金、助成資金から適用除外の措置

を講ずることができることとする。

2. 農林水産大臣は前項の措置につづき、次項に該当する者に対しては、現状復帰命令を出すとともに、一定期間を置いてそれを執行できるものとする。

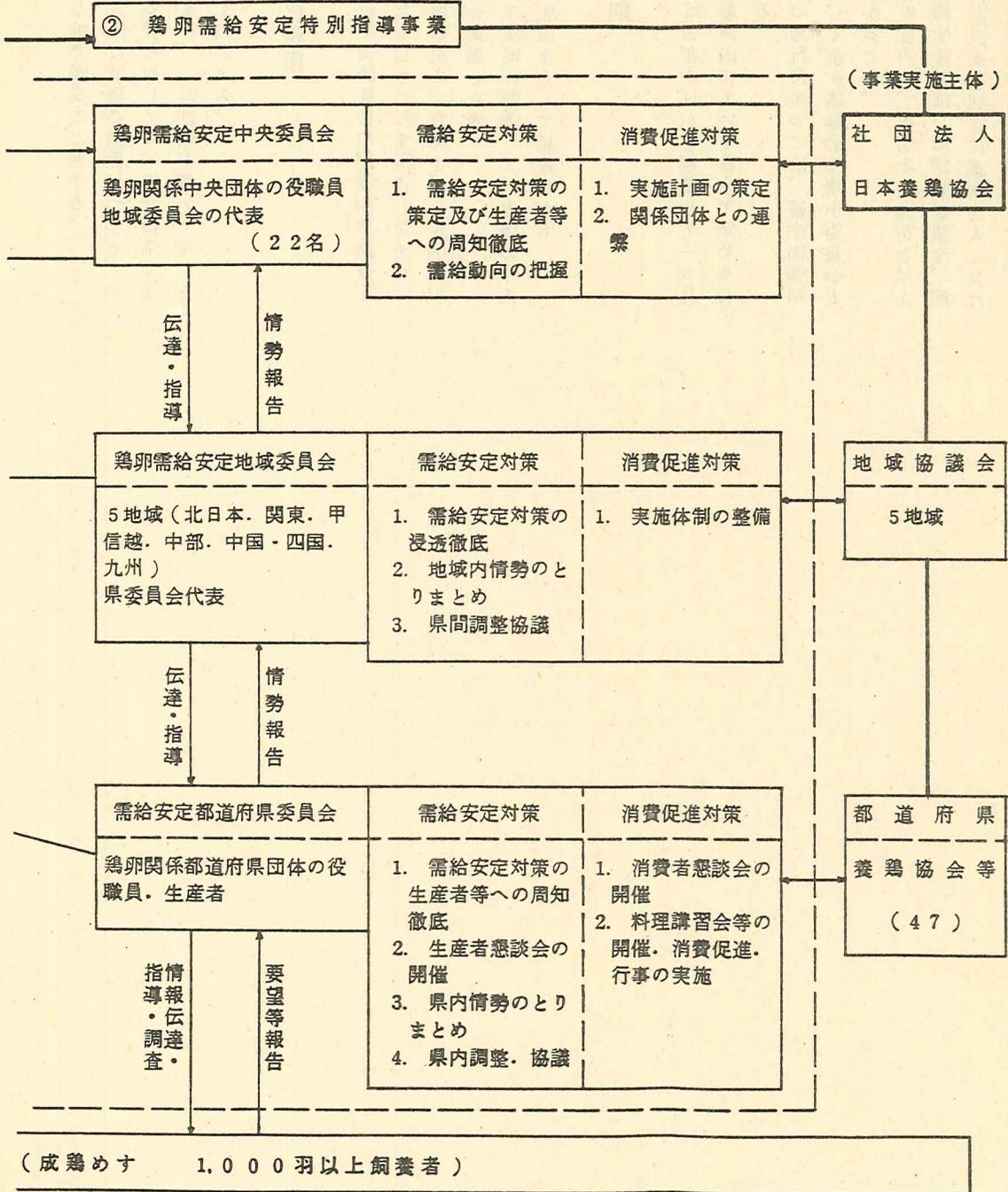
### 七、罰則の適用

1. 知事の任命する調査員の飼養羽数調査を正当な理由なくしてこれを拒否したものの
2. 需給協議会の割当てを越え、一定羽数以上の採卵鶏を飼養した者
3. その他、本法案に関連して、虚偽の行為又は正当な理由なくして忌避した者

### 八、附 則

1. この法律は公布の日から起算して一カ月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2. この法律の施行に当っては、畜産物価格安定法に基づく畜産審議会養鶏小委員会との協調をはかること。
3. この法律の目的と、実効ある施行をはかるため、鶏卵生産者は、卵価安定基金、配合飼料価格安定基金制度に義務加入（又は飼養羽数の全加入の行政指導）とする。

# 需給安定機構



# 現 行 の 鶏 卵

## ① 肉畜鶏卵生産出荷調整指導事業

助成

畜産振興  
事業団

農水省  
(畜産局)

指導

**全国鶏卵需給調整協議会**

農水省・地方農政局・都道府県・中央委員会  
鶏卵関係中央団体

1. 生産・需給動向把握
2. 需給計画の作成
3. 計画生産の推進調整

開催

委員会代表の出席

**地域鶏卵需給調整協議会**

地方農政局・都道府県・農業団体

開催

農水省  
(地方農政局)

協力

**都道府県鶏卵需給調整協議会**

都道府県・市町村・地区協議会代表・鶏卵生産者・都道府県養鶏関係団体

1. 2. 全国協議会に同じ
3. 計画生産の推進調整
- ① 県間移動の調整
- ② 計画生産の指導

指導

都道府県

指導

協力

**市町村・地区鶏卵需給調整協議会**

市町村・都道府県・鶏卵生産者・養鶏関係団体

1. 飼養状況調査の実施・生産者台帳の整備
2. 計画生産の指導
3. 県間・市町村間移動の調整

羽数確認

記載羽数超過者通知

農協  
(卵価安定基金)  
配合飼料価格安定  
基金協会

契約

鶏 卵 生 産 者

# 半島地域振興特別措置法案要綱

## 第一 目的

この法律は、三方を海又は水面に囲まれている地理的特殊性により、一定の社会経済的規模を有しつつ、生活水準及び生産水準が他の地域に比較して低位にある半島地域について、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、半島地域の振興をはかり、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。

## 第二 半島地域の指定

内閣総理大臣は、道府県知事の申請にもとづき、関係行政機関の長に協議し、国土審議会の議を経て、半島地域のうち次の各号に掲げる要件に該当し、半島振興に関す

## 日本社会党政政策審議会 地域振興対策特別委員会

る計画を作成し、これにもとづいてその振興をはかることが必要かつ適当であると認められる地域を半島振興対策地域として指定する。

一、二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的、経済的規模を有する地域であること。

二、人口の定住化をはかるため、雇用の増大をはかるため、産業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。

三、交通条件、文化的条件に恵まれず、生活基盤の整備が他の地域に比較して低位にある地域であること。

## 第三 半島振興の目標

半島地域の振興のための対策は、第一の目的を達成するため、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一、道路、軌道等の交通施設及び公共交通機関、通信施設等の整備、向上をはかることにより、半島地域とその他の地域及び半島地域内の交通通信連絡を確保すること。

二、農林漁業施設等の整備及び経営の近代化、地場産業中小企業の育成とそれに資する産業立地、観光資源の育成等をはかることにより、産業の振興、雇用の安定的な増大をはかること。

三、文教施設、老人及び児童福祉施設、医療施設、文化施設など生活環境及び福祉に関する施設の整備及び医師、ケースワーカー等の確保をはかることにより、住民の福祉を向上させること。

四、水源涵養林等山林の保護、育成、河川の水質保全、自然動植物の保護をはかることともに、水資源の確保をはかることにより、半島の環境保全と清涼な水資源の確保をはかること。

## 第四 半島振興計画

道府県知事は振興半島の指定があつたときは、当該地域の市町村長と協議し、当該半島に係る計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

当該半島が複数の県にまたがる場合にお

いは、地方自治法に基づく協議会（半島協議会）において、前項の計画を関係市町村の長と協議して作成するものとする。

## 第五 国の施策

国は、第三の目標を達成するため、半島の振興のために必要な事業の実施に関し、地方公共団体の意見を聴き、国の負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源確保資金の融通の適正円滑化その他の財政金融上の措置、情報の提供、その他の必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならぬ。

## 第六 半島振興のための地方債

### （半島振興債）

振興半島地域の市町村及び道府県は半島振興計画に基づく以下の事業に関する必要な経費については、地方財政法第五条第一項の規定に関わらず、地方債をもってその財源とすることができる。

一、振興半島とその他の地域又は半島地域内を結ぶ循環的、縦貫的あるいは横断的道路（半島道路）及び基幹的な市町村道路（基幹道路）、農道、林道、漁港関連道路の整備のための事業

二、バス交通等に関する施設の整備のため

の事業

三、総合病院巡回診療設備、その他の医療施設の設置及び歯科医師を含む医師の確保、保健婦の配置のための事業

四、図書館、公民館等の設置及び社会教育事業、司書等の配置、伝統芸能、工芸技術等の保存、振興、後継者の養成及び文化財、街なみ、景勝、動植物等の保全、観光、リクリエーション施設の整備のための事業

五、公立高校、大学及び研究機関の整備のための事業

六、農林漁業及びその養殖、栽培及び加工業の振興に関する施設等の整備のための事業

七、老人、児童福祉施設の設置及びケースワーカー、保母等の配置のための事業

八、水資源の確保及び水道事業、水質浄化事業

九、生産者が組織する組合、サークル等への助成及び情報提供のための事業

十、その他政令で定める事業（消防、防災無線、有線電気通信その他）

半島振興債の元利償還については、地方交付税の基準財政需要税に七％を算入する。

## 第七 半島振興交付金

振興半島地域の市町村が半島振興事業を円滑に実施するため半島振興交付金を交付する。

2. 交付金は、振興計画にもとづき、人口一人当たり一〇〇〇円とする。

## 第八

国は、半島地域における鉄道、バス交通、海上交通の整備について特別の配慮をほらなければならぬ。

## 第九 国土審議会

国土審議会は内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議し、また、意見を述べることができる。

## 第十 附則

この法律は、公布の日から施行する。

2. この法律は、一九九四年三月三十一日限りその効力を失う。

「半島振興」法案対比表

日本社会党政政策審議会  
地域振興対策特別委員会

名 称	目 的
社会 党 案	<p>半島地域振興特別措置法案要綱</p> <p>この法律は、三方を海又は水面に囲まれている地理的特殊性により、一定の社会経済的規模を有しつつ生活水準及び生産水準が他の地域に比較して低位にある半島地域について、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、半島地域の振興をはかり、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。</p>
自 民 党 案	<p>半島振興法案</p> <p>第一条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。次条第一項において同じ。）について、広域のかつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <p>第二条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適當であると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。</p> <p>一、二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的・経済的規模を有する地域であること。</p> <p>二、高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その</p>
指 定	<p>内閣総理大臣は、道府県知事の申請にもとづき、関係行政機関の長に協議し国土審議会の議を経て、半島地域のうち次の各号に掲げる要件に該当し、半島振興に関する計画を作成し、これにもとづいてその振興をはかることが必要かつ適當であると認められる地域を半島振興対策地域として指定する。</p> <p>一、二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的・経済的規模を有する地域であること。</p> <p>二、人口の定住化をはかるため、雇用の増大をはかるため</p>

## 目 標

産業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。

三、交通条件、文化的条件に恵まれず、生活基盤の整備が他の地域に比較して低位にある地域であること。

半島地域の振興のための対策は、第一の目的を達成するため、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一、道路、軌道等の交通施設及び公共交通機関、通信施設等の整備、向上をはかることにより、半島地域とその他の地域及び半島地域内の交通通信連絡を確保すること。

二、農林漁業施設等の整備及び経営の近代化、地場産業、中小企業の育成とそれに資する産業立地、観光資源の育成等をはかることにより、産業の振興、雇用の安定的な増大をはかること。

三、文化施設、老人及び児童福祉施設、医療施設、文化施設など生活環境及び福祉に関する施設の整備及び医師、ケースワーカー等の確保をはかることにより、住民の福

他の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。

三、産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため産業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。

2. 都道府県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならない。

3. 都道府県知事は、第一項の申請をしようとする場合において当該申請に係る地域が北海道又は沖縄県の区域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官を経由しなければならない。

4. 内閣総理大臣は、第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定をするときは、当該半島振興対策実施地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

社会党案

祉を向上させること。

四、水源涵養林等山林の保護、育成の河川の水質保全、自然動植物の保護をはかるとともに、水資源の確保をはかることにより、半島の環境保全と清涼な水資源の確保をはかること。

振興計画

道府県知事は、振興半島の指定があったときは、当該地域の市町村長と協議し、当該半島に係る計画を作成し、内閣総理大臣の承認をうけなければならない。

2. 当該半島が複数の県にまたがる場合においては地方自治法に基づく協議会（半島協議会）において前項の計画を関係市町村の長と協議して作成するものとする。

自民党案

（半島振興計画の承認）

第三条 前条第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定があったときは、関係都道府県知事は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興に関する計画（以下「半島振興計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2. 内閣総理大臣は、前項の規定により半島振興計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

3. 都道府県知事は、第一項の半島振興計画を作成しようとするときは、関係市町村長に協議しなければならない。

4. 都道府県知事は、第一項の承認を受けようとする場合において当該半島振興計画に係る地域が北海道又は沖縄県の区域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官を経由して、当該半島振興計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5. 前各項の規定は、半島振興計画を変更する場合について準用する。

（半島振興計画の内容）

第四条 半島振興計画には、当該半島振興実施地域の広域

## 国の施策

国は、第三の目標を達成するため、半島の振興のために必要な事業の実施に関し、地方公共団体の意見を聴き、国の負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源確保、資金の融通の適正円滑化その他の財政金融上の措置、情報の提供、その他の必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならない。

的かつ総合的な振興に関し必要な次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 振興の基本的方針に関する事項
- 二 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 三 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 四 水資源の開発及び利用に関する事項
- 五 教育及び文化の振興に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、半島振興に関し必要な事項

2. 半島振興計画は、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならぬ。

(半島振興に基づく事業の実施)

第五条 半島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、昨年度、国の財政の許す範囲内においてその事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。

第七条 国は、関係地方公共団体の財政事情等を勘案して、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助につ

<p>地方債</p>	<p>社会党案</p> <p>振興半島地域の市町村及び道府県は半島振興計画に基づく以下の事業に関する必要な経費については、地方財政法第五条第一項の規定に関わらず、地方債をもってその財源とすることができる。</p> <p>一、振興半島とその他の地域又は半島地域内を結ぶ循環的、縦貫的あるいは横断的道路（半島道路）及び基幹的な市町村道（基幹道路）、農道、林道、漁港関連道路の整備のための事業</p> <p>二、バス交通等に関する施設の整備のための事業</p> <p>三、総合病院の巡回診療設備その他の医療施設の設置及び歯科医師を含む医師の確保、保健婦の配置のための事業</p> <p>四、図書館、公民館等の設置及び社会教育主事、司書等の配置、伝統芸能、工芸技術等の保存、振興、後継者の養成及び文化財、街なみ、景勝、動植物等の保全、観光、レクリエーション施設の整備のための事業</p> <p>五、公立高校、大学及び研究機関の整備のための事業</p> <p>六、農林漁業及びその養殖、栽培及び加工業の振興に関する施設の整備のための事業</p> <p>七、老人、児童福祉施設の設置及びケースワーカー、保母等の配置のための事業</p> <p>八、水資源の確保及び水道事業、水質浄化事業</p> <p>九、生産者が組織する組合、サークル等への助成及び情報提供のための事業</p> <p>十、その他政令で定める事業（消防、防災、無線、有線電</p>	<p>自民党案</p> <p>第八条 地方公共団体が半島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。</p> <p>いての条件の改善その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮しなければならない。</p>
------------	--	--

気通信その他)

2. 半島振興債の元利償還については、地方交付税の基準財政需要額に七〇%を算入する。

交付金

振興半島地域の市町村が半島振興事業を円滑に実施するため半島振興交付金を交付する。

2. 交付金は、振興計画にもとづき、人口一人当たり一〇〇〇円とする。

その他

国は半島地域における鉄道、バス交通、海上交通の整備について特別の配慮をはらわなければならない。

(資金の確保)

第九条 国及び地方公共団体は、半島振興計画の達成に資すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、半島振興対策実施地域の区域内において行う工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(税制上の措置)

第十条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、地方公共団体が、半島振興対策実施地域の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る機械及び装置又はその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税その他政令で定める地方税に係る不均一の課税をした場合において、

これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税その他政令で定める地方税に関するこれらの措置による減収額）については、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（国土審議会）

第十二条 国土審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、半島振興に関する重要事項について調査審議する。

2. 国土審議会は、半島振興に関する重要事項について、必要があるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

附 則

- （施行期日）
1. この法律は、公布の日から施行する。
  2. この法律は、昭和七十年三月三十一日限り、その効力を失う。

国土審議会

国土審議会は内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議し、また、意見を述べることができる。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
2. この法律は、一九九四年三月三十一日限りその効力を失う。

## 編集後記

北国の長い雪空も晴れようとしているのでしようか。ソ連ではここ三年足らずのうちに三人の書記長の葬儀を出すという結果、五四歳のゴルバチョフ新書記長の登場となりました。長老支配が続く中でゴルバチョフ氏の就任に、ソ連国民はさぞかしホッとしていることでしょう。国際的にみても、サッチャー英首相にみられるように、好感をもって迎えており、ある意味では「ゴルバチョフフィーバー」ともいえる現象が起きているといつてよいでしょう。単なる一時期のムードに終らず、米ソ核軍縮交渉をはじめ国際的な緊張緩和につなげて欲しいものだと思つて願わずにはおれませんし、凍てついている日ソ関係もこれによって、打開へ向けて前進することを期待せずにはおれません。その際双方共に望まれることは、領土問題は外交交渉の入口論ではなく出口論だという確認ではないでしょうか。解決済み、あるいは交渉の前提というのでは、事態の打開は困難というほかありません。わが国のマスコミもおおむねゴルバチョフ登場を機会に日ソ関係が改善されるよう求めています。それにしてもY紙の「ソ連側は、わが国の防衛政策に疑念を示したという

が、まだ平和時に必要な最小限の防衛力水準にも達していない、非核国家の日本に、軍事超大国がどういう「疑念」があるというのか不思議でならない」という社説は、まったく不思議でなりません。政府自ら歯どめとしたGNP一%が突破されるのは時間の問題であるというのに、このような主張が大新聞が堂々と出されるのに深い危機感を感じないわけにはいきません。

他方、「グリコ・森永事件」が発生してから満一年目を迎えますが、犯人達は犯行の続行をうたう声明を出す大胆不敵さです。少し不謹慎かも知れませんが、十数年前の「三億円事件」の時には推理ゲーム的な面を国民の側も感じましたが、今度の事件ばかりは、実際に青酸を菓子に混入するなど、まったく許しがたい犯行といわなければなりません。ところが、自民党はこの事件を利用して「毒物混入特別措置法」制定の動きを示しています。昨年の「有害図書規制法」の動きの時と同様、与野党政策協議と称して、問題のある法律づくりに飛びつく発想は極めて危険です。

彼岸を前にして、梅雨を思わせる長雨もようやく上がりました。

菜種梅雨 沈丁花の花 眠りおり (W)

### 政策資料編集委員会

委員長 嶋崎 讓  
編集委員 細谷治嘉 岡田利春  
武部 文 佐藤観樹  
木島喜兵衛 森井忠良  
島田琢郎 清水 勇  
野坂浩賢 中村 茂  
藤田高敏 竹田四郎  
矢田部 理 安永英雄  
浜本万三 大木正吾  
岩垂寿喜男 久保 亘  
船橋成幸 遠藤隆次  
沖崎利夫 渡辺 博  
小林高摩三 佐間田勝美  
館林千里 井上普方  
片山甚市

兼事務局長  
会計監査

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円  
送料 一部 五〇円  
年間購読料 四二〇〇円(前納)  
ご送金は左記へお願いいたします。  
郵便振替 東京 8-180821

又は

大和銀行 衆議院支店  
普通 203888  
日本社会党政策審議会





昭和50年10月9日第三種郵便物認可  
1985年4月1日発行  
政策資料第223号  
毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会  
発行人 嶋崎 譲  
発行 日本社会党政策審議会

〒100  
東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)

---